

## 学校への携帯電話の持ち込みに関する利用申請等について

12月になって、冬の足音がすぐ近くに聞こえてくる季節となりました。保護者の皆様には、ご清栄にてお過ごしのこととお喜び申し上げます。先月の2回にわたる「体育フェスティバル」には、多くの保護者、ご家族の皆様にご来校いただき、子どもたちへの温かい励ましを賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。さて、本校では、平成29年度より、子どもたちの安全を守るために、お子様の居場所を確実に確認することのできる「位置情報確認サービス」の提供をご利用いただけるようにしてまいりましたが、このたび、文部科学省より学校における携帯電話の取扱いに関する基本事項が示されたことを受け、練馬区においても

「練馬区立学校における携帯電話の学校への持ち込み等に関する方針」〔資料1〕が策定されました。

そこで、本校においても、練馬区の方針を受け、携帯電話の持ち込み等に関し、下記のような対応をとらせていただくことにしました。

保護者の皆様には、下記の内容をご確認いただき、携帯電話の利用を希望されるようでしたら、利用申請書を担任にご提出くださいますよう、お願いいたします。

なお、本校は現在、校舎等全面改築工事期間中ですが、すべての工事が終了する時期に、設置業者は未定ですが、お子様が本校の門を通過したら、保護者またはご家族の携帯電話にお子様の正門通過の通知が届くシステムを導入することにしております。

### 記

#### 1 目的

○自然災害や犯罪被害等の緊急性の高い状況に陥った場合、児童の校内や登下校中での安全を確認する。

○児童が登下校中に行方不明になった場合、その所在・安否を迅速に確認する。

※期待される効果として・・・

- ・自宅を出たが学校に来ていない〔学校から家庭に連絡〕場合に、当該児童がその携帯電話を所持している場合に限るが、保護者に連絡することで、その所在を早期に確認することができる。
- ・学校から下校したが自宅に帰っていない〔家庭から学校に連絡〕場合に、当該児童がその携帯電話を所持している場合に限るが、保護者は学校に連絡をしなくても、児童の所在・安否を確認することができる。所持していない場合は、通常に対応をとって、児童の捜索にあたる。

#### 2 基本的な方針

○子どもに持たせるかどうかは、以下の3の事項をご確認いただいたうえで、保護者の判断とする。

○子どもに持たせる場合には、各種のトラブルを防止するため、確認事項を守るという「利用申請書」を学校へ提出していただく。

※利用申請書は、学校のホームページからもダウンロードできます〔トップページ>配付文書>お知らせ〕。

一次ページに確認事項がありますー

### 3 携帯電話を使用するにあたっての確認事項

\*本校としてのルールとなりますが、練馬区も本校も、原則として、携帯電話の校内への持ち込みは禁止としています。

#### 携帯電話を学校に持ち込むにあたっての確認事項

- 1 本機器を使用する目的〔わが子の居場所・安全を確認する〕に照らし、自然災害や犯罪被害等の緊急性がある場合を除いて、お子様が校内や登下校の通学路上で本機器を使用しないこと。また、保護者・ご家族の方からもお子様宛てに通話やメール等をしないこと。
- 2 お子様が校内または登下校の通学路上で、決められた場所〔ランドセルの中など〕から本機器を取り出したり、ほかの児童に見せたりしないこと。
- 3 携帯電話の適切な使用や使用時間、アプリケーションやサービスについて、家庭でルールを作成し、適切に管理すること。
- 4 フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な利用や長時間の使用をさせない工夫や個人情報の流出や不正な使用を防止する対処を家庭で行うこと。
- 5 本機器が万一破損、盗難、紛失、個人情報の漏洩等した場合、いかなる理由でも、学校またはほかの児童の責任とはせず、当該児童の保護者の責任のもとに処理されること。
- 6 上記1・2・3・4・5の事項について、利用申請書により学校と児童・保護者間で合意形成を行い、これが守られない状況が確認されたときには、お子様の携帯電話を一時預かり、その後、保護者に返却する、あるいは、携帯電話の使用許可を取り消す場合があること。
- 7 上記1～4については、お子様が学校に通学する日や時間帯に限ってのことであり、帰宅後の放課後やご自宅での休日の生活まで拘束するものではないこと。

#### 〔資料1〕

#### 練馬区立学校における携帯電話の学校への持ち込み等に関する方針

練馬区教育委員会

1. 練馬区立学校では、原則、携帯電話の持ち込みを禁止する。ただし、家庭からの要望があり、やむを得ないと校長が判断した場合には、携帯電話の持ち込みを許可することができる。
2. 学校は、学校の実情に応じて携帯電話の持ち込みに関するルールを作成する。
3. 学校および家庭において、児童・生徒に対して携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導を適切に行う。
4. 携帯電話を持ち込む場合には、同意書等を用いるなどして、学校と当該児童・生徒・保護者とで合意形成を行う。
5. 学校における管理方法や紛失等のトラブルが発生した場合についての責任の所在等も同意書等を用いて明確にする。

問い合わせ先 関町北小学校 副校長 高橋 喜之

☎ 03 (3920) 102

# 携帯電話の学校への持ち込みに関する利用申請書

練馬区立関町北小学校長 様

わが子の校内や登下校時における所在や安全を確認するという目的のもと、「携帯電話を学校に持ち込むにあたっての確認事項」を遵守いたしますので、次の携帯電話の学校への持ち込みを許可願います。

機種名

保管場所

※保管場所は、お子様のランドセルの中が基本となります。

使用開始

令和	年	月	日
----	---	---	---

記入日：令和 年 月 日

年 組 児童氏名 [ ]

保護者氏名 [ ]

※複数のお子様に携帯電話を持たせる場合は、この用紙をコピーしてお使いください。学校のホームページからもダウンロードできます [トップページ>配付文書>お知らせ]。